Q1 契約者になれる人は?

成年の生協の組合員、または、組合員と同一世帯の方です。

※「同一世帯の方」は必ずしも親族である必要はありません。

Q2 被共済者になれる人は?

契約者本人、配偶者、または、契約者・配偶者と生計を共にする2親等以内の親族(下図)の方です。

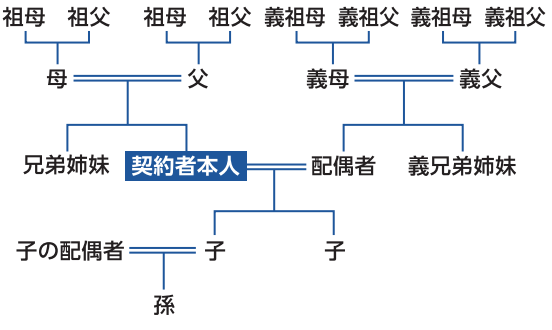

※配偶者は内縁関係にある方も含みます。(双方に他の人と婚姻関係がない場合のみ)

※以下のいずれかを満たす場合、「生計を共にする」と判断します。

ア.同居している場合
イ.別居している場合で、扶養関係にある場合
ウ.二世帯住宅に居住しており、家計の一部でも共通となっている場合
エ.同一敷地内の別の建物に居住しており、家計の一部でも共通となっている場合